

ショートステイかつら運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 桂 が開設するショートステイかつら（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ショートステイ かつら
- 二 所在地 秋田県湯沢市川連町字大館屋布前124番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者 生活相談員 社会福祉主事2名（常勤兼務）
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
看護職員 看護婦3名（常勤専従1名、常勤兼務（機能訓練指導員兼務）1名 非常勤1名）
看護職員は、看護の提供に当たる。
機能訓練指導員 常勤兼務 1名（看護員兼務）、非常勤兼務 1名
機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。
介護職員 19名（常勤専従11名 常勤兼務 3名 非常勤専従 5名 非常勤兼務 1名）
介護職員は、介護の提供に当たる。
栄養士及び調理員 5名（常勤専従2名 非常勤専従3名）
栄養士は、必要な栄養管理を行う。
調理員は、給食等の提供に当たる。
従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 利用定員は30名とする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 レクリエーション
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに25円。
 - 二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
 - 三 ご利用料金案内として、別紙のとおり。
 - 四 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、湯沢市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社桂と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24年 2月1日から施行する。

この規程は、平成 24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成 25年 7月1日から施行する。

この規程は、平成 27年 1月1日から施行する。

この規程は、平成 27年 8月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 7年 4月1日から施行する。

令和7年4月1日 改定

«個室利用»・・・下記は、1割負担の場合です。

		項目	日額/円	内容
介 護 保 険	基 本	要支援 1	479円	(長期利用 31日以降 442円)
		要支援 2	596円	(長期利用 31日以降 548円)
		要介護 1	645円	(長期利用 61日以降 589円)
		要介護 2	715円	(長期利用 61日以降 659円)
		要介護 3	787円	(長期利用 61日以降 732円)
		要介護 4	856円	(長期利用 61日以降 802円)
		要介護 5	926円	(長期利用 61日以降 871円)
加 算	介 護 保 険	看護体制加算(Ⅰ)	4円	予防含まず
		看護体制加算(Ⅱ)	8円	予防含まず
		夜間職員配置加算(Ⅰ)	13円	予防含まず
		機能訓練体制加算	12円	
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	
		医療連携強化加算	58円	対象者のみ
		緊急短期入所受入加算	90円	対象者のみ(7日又は14日限度)
		若年性認知症受入加算	120円	対象者のみ(若年性認知症)
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	対象者のみ(7日限度)
		長期利用者(30日越え)	-30円	対象者のみ
		送迎加算(片道)	184円	対象者のみ
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)※1	10円	1カ月に1回限り
		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本+標準加算の13.6%	1カ月に1回限り

(※1) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、全ての利用者の方が月1回加算になります。

介 護 保 険 費 外	段階	項目	日額	項目	日額	住居+食費 合計	内容		
	第1段階	居住費	380円	食費 ※2	300円	680円			
	第2段階		480円		600円	1,080円			
	第3段階①		880円		1,000円	1,880円			
	第3段階②		880円		1,300円	2,180円			
	第4段階		1,231円		1,445円	2,676円			
	洗濯代(コインランドリー)						実費		
	貸出テレビ使用料(電気代込み)						200円/日		
	電気使用料・電気毛布・持込テレビ						各50円/日		
	理美容費						2,000円/回		
	その他(日用品)						実費		

(※2) 食費: 実際に提供した食事代をご請求致します。

□内訳: 朝食: 375円・昼食: 535円・夜食: 535円

介 護 度 別 日 額 合 計	介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	要支援 1	1,245円	1,645円	2,445円	2,745円	3,241円
	要支援 2	1,378円	1,778円	2,578円	2,878円	3,374円
	要介護 1	1,462円	1,862円	2,662円	2,962円	3,458円
	要介護 2	1,541円	1,941円	2,741円	3,041円	3,537円
	要介護 3	1,623円	2,023円	2,823円	3,123円	3,619円
	要介護 4	1,817円	2,226円	3,026円	3,326円	3,822円
	要介護 5	1,896円	2,296円	3,096円	3,396円	3,892円

■上記の金額は、標準加算の場合の1日の合計金額です。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、含まれておりません。

《多床利用》・・・下記は、1割負担の場合です。

		項目	日額/円	内容
基 本		要支援 1	479円	(長期利用 31日以降 442円)
		要支援 2	596円	(長期利用 31日以降 548円)
		要介護 1	645円	(長期利用 61日以降 589円)
		要介護 2	715円	(長期利用 61日以降 659円)
		要介護 3	787円	(長期利用 61日以降 732円)
		要介護 4	856円	(長期利用 61日以降 802円)
		要介護 5	926円	(長期利用 61日以降 871円)
介 護 保 險	加 算	看護体制加算 (I)	4円	予防含まず
		看護体制加算 (II)	8円	予防含まず
		夜間職員配置加算 (I)	13円	予防含まず
		機能訓練体制加算	12円	
		サービス提供体制強化加算 (III)	6円	
		医療連携強化加算	58円	対象者のみ
		緊急短期入所受入加算	90円	対象者のみ (7日又は14日限度)
		若年性認知症受入加算	120円	対象者のみ (若年性認知症)
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	対象者のみ (7日限度)
		長期利用者 (30日越え)	-30円	対象者のみ
		送迎加算 (片道)	184円	対象者のみ
		生産性向上推進体制加算 (II) ※1	10円	1カ月に1回限り
		介護職員等処遇改善加算 (II)	基本 + 標準加算の13.6%	1カ月に1回限り

(※1) 生産性向上推進体制加算 (II) は、全ての利用者の方が月1回加算になります。

介 護 保 險 費 外	段階	項目	日額	項目	日額	住居+食費 合計	内容
	第1段階	居住費	0円	食費 ※2	300円	300円	
	第2段階		430円		600円	1,030円	
	第3段階①		430円		1,000円	1,430円	
	第3段階②		430円		1,300円	1,730円	
	第4段階		915円		1,445円	2,360円	
	洗濯代 (コインランドリー)						実費
	貸出テレビ使用料 (電気代込み)						200円/日
	電気使用料 ・電気毛布 ・持込テレビ						各50円/日
	理美容費						2,000円/回
	その他 (日用品)						実費

(※2) 食費：実際に提供した食事代をご請求致します。

□内訳：朝食：375円・昼食：535円・夜食：535円

介 護 度 別 日 額 合 計	介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	要支援 1	865円	1,595円	1,995円	2,295円	2,925円
	要支援 2	998円	1,728円	2,128円	2,428円	3,058円
	要介護 1	1,082円	1,812円	2,212円	2,512円	3,142円
	要介護 2	1,161円	1,891円	2,291円	2,591円	3,221円
	要介護 3	1,243円	1,973円	2,373円	2,673円	3,303円
	要介護 4	1,321円	2,051円	2,451円	2,751円	3,381円
	要介護 5	1,401円	2,131円	2,531円	2,831円	3,461円

■上記の金額は、標準加算の場合の1日の合計金額です。